

吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

自分で動画作成・投稿

青年部主催のSNS学習会 Instagram 基本のキの第3回が開催され9名が参加しました。この回では Instagram のリール動画の作成と投稿を行いました。前回、チラシや投稿する画像で活用できるアプリ Canva を使って画像を作成。準備されているテンプレートに画像とテキストを差し替えることで、手軽に動画が作成、動画をファイルでダウンロードして Instagram に投稿しました。次に Instagram だけで動画を作る方法に一つの動画に3つの静止画を差し込み、切り替わる際の効果を変える方法まで解説していただきました。講師の長谷川さんはプロジェクトで解説していただき、参加者一人一人を回って丁寧に教えて回ってくれました。



健康診断・ガン検診の受診は大切！

共済会主催で「健診結果の見方とガン予防」と題して講習会を開催し、14名が参加しました。この講習会は吹田市の出前講座として吹田市立保健センターから保健師の方に来ていただきました。最初に健診ってなぜ受けるのかという初歩的なことから健診結果の見方についてお話があり、数値に異常があれば自己判断することなく、医師に相談して治療が必要ななら早急に通院を始めることが大切。また、保健センターに相談して下さい。続いてガン検診のお話では、一生のうちに2人に1人がガンになると言われており、男性が4人に1人、女性が6人に1人の方がガンで命を落としています。今は多くのガンは早期発見ができれば90%以上が治ると言われています。そのため、健康診断と合わせてガン検診も受けるようにすることが大切とのことでした。参加者の方から、「自分は5年前にガンが見つかり手術を受けた経験がある。でもすでに5年以上が経っているため医師からもう心配ないと言われている。これも毎年検診を受けていて早期に見つかったからだと思う」と発言があり、参加者が健康診断とガン検診を受ける大切さを実感しました。

伝言板

府営住宅総合募集

12月2日から12月16日まで
申込書は民商事務所にあります。

年末調整実務会 会場 吹田民商會館1階

12月16日(月) 19時00分・12月20日(金) 14時00分
1月7日(火) 14時00分・1月9日(木) 19時00分
1月16日(木) 19時00分

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！

確定申告の準備を始めましょう

今週の商工新聞と一緒に会員の皆さんには自主計算パンフ2025を配達させていただきます。税金を巡る情勢や納税者の権利、記帳決算、所得税や消費税の申告書作成について解説してありますので是非お読みください。特に今回は定額減税がありますので注意が必要です。

(1) 収支計算

2024年(令和5年分) 収支計算書・減価償却計算書

① 集計表(売上・給与・仕入・外注)

計算の仕方はパンフレット「日常的な自主計算活動を」(自主計算パンフレット2025)の「所得金額の計算の仕方」(P31～33)や科目の分け方は「所得税・消費税の計算(損益計算書)」(中綴じ)、「経費早見表」(P72)を確認してください。

(2) 保険料などの控除証明書

① 生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書

10月中旬に保険会社から送付されています。(保険会社や支払方・契約時期によって届く時期が変わる場合があります) 申告書に添付して提出する必要がありますので大切に保管してください。(給与収入があり勤務先で年末調整をする場合は勤務先へ提出し、交付を受けた源泉徴収票が代わりになります。)

② 社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

11月に日本年金機構から送付されています。こちらも申告書に添付して提出する必要がありますので大切に保管してください。(給与収入がある場合は生命保険料控除証明書などと同様です。)

③ 国民健康保険料納付額確認書

吹田市では国保加入世帯へ1月下旬に送付されます。申告書を作成するときに支払金額の確認のため必要です。

(3) 源泉徴収票(給与所得や公的年金など)

給与や公的年金の収入・所得金額、社会保険料控除や源泉徴収額を確認するために必要です。

(4) 扶養親族の所得金額の確認

収入がある扶養親族がいる場合は、必ず源泉徴収票などで収入や所得金額を確認してください。給与収入で103万円(所得金額48万円)を超えると扶養対象親族にはなりません。配偶者の所得金額が48万円超133万円以下の場合には配偶者特別控除が適用されます。詳しくはP50～53を確認してください。

(5) 医療費控除の領収書など

年間の医療費が10万円以下でも控除が適用できる場合があります。P51をご確認ください。適用には医療費の明細書を作成して提出が必要となります。

(6) 住宅取得資金にかかる借入金年末残高証明書

住宅借入金等特別控除を適用する方は必要です。金融機関から10月中旬に届きます。(ただしその年の10月以降に契約した場合は翌年になります。)

(7) 生命保険の満期返戻金の通知書

満期返戻金を受け取ると支払調書(受取金額と支払保険料の総額がわかるもの)が届きます。申告書を作成するために必要です。